

平成30年度から平成32年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業) ～公募説明会での質疑応答～

作成日：平成30年4月24日

【1. 公募全般】

- Q1-1: 環境省の説明資料 P5(取組状況の資料)に本年度の設備補助事業の予算は 69 億円とあるが、昨年度比の増減について伺いたい。
- A1-1: 昨年度予算は 60 億円、今年度予算は 69 億円であり、昨年度と比較して今年度は 9 億円増額しています。
- Q1-2: 今後も JCM 設備補助事業は継続される見込みなのか。
- A1-2: JCM 事業は、日本政府の事業により 2030 年度までの累積で 5,000 万から 1 億 t-CO₂ の排出削減・吸収量の目標達成に向け、継続して行っています。環境省としては、引き続き予算を確保し、本事業の案件数を増やしていく意向です。
- Q1-3: 補助事業の完了は、導入設備に係る試運転及び支払を含めて完了させる、と記載されているが、事業の融資の返済なども含めて 3 年以内に完了することが必要か。
- A1-3: 補助事業の事業完了については、最長 3 年目の 1 月末までに設備導入、試運転完了及び資金が自己調達か融資かに拘わらず、補助対象経費の支払いが完了することが必要です。ただし銀行融資等の返済は補助事業の完了後でもかまいません。また、設備稼働後から耐用年数満了までの期間 MRV を実施して頂く必要があります。
- Q1-4: 平成29年度の設備補助事業の応募案件数、採択案件数は何件か。
- A1-4: 応募案件数と採択案件数は、一次公募で 32 件の応募があり 18 件を採択、二次公募で 10 件の応募があり 5 件を採択しております。

【2. 補助対象事業】

- Q2-1: 借地権を利用する事業で、設備の所有者と地権者が異なる場合に、地権者を国際コンソーシアムに入れることは必要か。
- A2-2: 設備の所有者、使用者は国際コンソーシアム内に入る必要がありますが、地権者が国際コンソーシアムに入る必要はありません。ただし、法定耐用年数期間は事業を行い、MRV を実施して頂くことが必須となるので、少なくともその期間内は、本事業にかかる借地権が担保されることを申請時に証明して頂く必要があります。

【3. 補助対象者の要件】

- Q3-1: これまでに寄せられた質問への回答(Q3-1)に関して、SPC の設立は、交付申請から交付決定までの間に行えばよいか。
- A3-1: 交付決定までに、交付申請書の添付資料として、署名済み国際コンソーシアム協定書と SPC 設立を証明する資料を提出頂く必要があります。

A2-1:

- Q4-1: 事業の効果のモニタリングに関する外部委託費用は、測量及び試験費として計上することは可能か。
- A4-1: モニタリング機器自体は補助対象経費となりますが、モニタリング実施に関する費用は内部実施・外部委託に拘わらず、事業完了後となるため補助対象とはなりません。

【5. 審査】

- Q5-1: 公募要領 P25 採択審査基準の B 評価審査(B)①費用対効果の配点は 25 点となっているが、仮に費用対効果が 4,000 円/tCO₂を超えた場合、当該項目の採点はどの様に行われるのか。

また費用対効果 4,000 円/tCO₂ は足切りとなるのか。

- A5-1: 昨年度より費用対効果に関しては 4,000 円/tCO₂ 以下を目安としていますが、費用対効果 4,000 円/tCO₂ は、基礎審査ではなく評価審査の評価項目なので、満たさないため足切りになるわけではありません。費用対効果が 4000 円/tCO₂ 以下となるように、補助率、補助対象(経費)を見直すなどしてご対応ください。

【6. 応募方法・提案書類】

- Q6-1: 公募要領 P13 (キ)共同事業者の経理状況説明書に関して、共同事業者がパートナー国の地方自治体の場合、どのような書類を提出すれば良いのか。
- A6-1: 共同事業者が地方自治体であっても、企業における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書などに相当する地方自治体の経理状況が確認出来る資料をご準備ください。またご提案の事業が予算に含まれていることが具体的に確認出来る資料もご準備ください。
- Q6-2: 事業に対する意思決定状況の根拠資料として、経営会議の議事録そのものを守秘義務等の都合上提出することが難しい場合は、どの様に対応すれば良いか。たとえば、「〇月〇日付けの取締役会で事業の開始を決定した」というような内容のレターを作成し、社印を捺印したうえで提出することは可能か。
- A6-2: 経営会議の議事録そのものの提出が難しい場合、ご説明にあるような、代替する根拠資料を書面として作成して、ご提出ください。
- Q6-3: 代表事業者届出書の代表者の職位は、代表取締役以外でも可能か。たとえば、事業部の本部長などの職位の社員が代表者となることは可能か。
- A6-3: 代表者はその企業の事業責任者、契約権保有者であることが必要です。その会社が事業を実施する際に、代表者として事業を全うできる方であれば、必ずしも代表取締役を代表者とする必要はありません。

【7. 補助金の支払い】

【8. 取得財産の管理・返還義務】

【9. JCM制度・方法論・MRV】

- Q9-1: 公募要領 P.26 の CO₂ 排出係数に関して、省エネ設備、再生可能エネルギー設備でディーゼル、天然ガスを燃料とする所内自家発電のみを代替する場合などで、各国同じ数値(省エネであれば、0.8、0.46、再生可能エネルギーであれば、0.533 など)が並んでいるが、これらの数値をどのように設定したのか。
- A9-1: ディーゼル、天然ガスのいずれについても、承認済み JCM 方法論で導出された排出係数値を適用しています。なお、方法論が未採択の国であっても、他の国の方法論を参照して数値を設定しています。
- Q9-2: GHG 排出削減量を算定する際に、既存の稼働している設備と新規にプロジェクトで導入する設備の性能を比較するのか、或いは、新規に通常導入する設備とプロジェクトにより導入する設備を比較するのか。
- A9-2: 採択される方法論によりますが、GHG 排出削減量算定のための対象となる設備の排出量(リファレンス排出量)は基本的には、プロジェクトを実施する国において通常導入が想定される設備のうち性能が平均より上のものとなります。
- Q9-3: 交付決定時に設定されたリファレンスは、事業開始後に変更する必要はないという理解で良いか。例えば、法定耐用年数が 20 年など長い設備に関しては、事業開始から 10 年後の時点ではリファレンスとして適切でない設備になっている可能性がある。こういった場合に、リファレンスを最新設備に置き換える必要はないのか。
- A9-3: 設備補助事業実施の観点からは交付決定時に設定されたリファレンスについて、事業開始後に変更する必要はありませんが、JCM プロジェクトとしては採択された方法論によることとなります。

- Q9-4: 補助率が 1/2 より下がった場合でも、なぜ日本政府に 1/2 以上のクレジットを納付しなければならないのか。
- A9-4: これまでに寄せられた質問への回答(A9-10)をご覧ください。

【10. JICA 等連携事業】

【11. その他】

以上